

自然再生推進法の概要

自然再生推進法は、自然再生の基本理念、実施者等の責務、その他推進上必要な事項を定め、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的。

自然再生基本方針

- 自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針
- 環境大臣が、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議決定
- おおむね5年ごとに見直し

地域の取り組み

実施しようとする主体の発意・呼びかけ
※誰でも発意・呼びかけをすることが可能

自然再生協議会の組織化

参加

協議会の取り組み

自然再生協議会

自然再生全体構想の策定

整合

自然再生事業実施計画案の協議

自然再生事業実施者

自然再生事業実施計画の策定

自然再生事業の実施

モニタリングの実施
順応的な事業の実施

評価結果の事業へのフィードバック

連絡調整
報告

送付

助言

法に基づく支援

主務大臣および都道府県知事

意見聴取

意見

自然再生専門家会議

公表

意見

自然再生推進会議

※ 関係行政機関で構成し、自然再生の推進を図るための連絡調整を実施

■ 自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当